

定 款

昭和53. 5. 19	設立総会制定		
昭和53. 6. 1	大阪府指令建振第210号許可		
昭和57. 6. 15	一部変更	//	199号認可
平成元年. 6. 2	一部変更	//	202号認可
平成2. 5. 31	一部変更	//	195号認可
平成11. 7. 26	一部変更	//	328号認可
平成12. 8. 2	一部変更	//	398号認可
平成18. 3. 31	一部変更	//	2127号認可
平成20. 5. 29	一部変更	//	1290号認可

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人大阪住宅産業協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を、大阪府中央区東平2丁目2番21号に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、良好な分譲住宅等の建築工事・附帯工事の改良・普及ならびに供給その他の経営等について研鑽し、住生活の向上、住宅産業の健全な発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達するために、大阪府下において次の事業を行う。

1. 住宅供給業務の合理化・近代化のための調査、研究および指導。
2. 分譲住宅等の施工技術の改良・普及するための調査および指導。
3. 広告媒体を通じてする住宅販売の適正な広報・宣伝の研修および指導。
4. 住宅需要者の知識の高揚を図るための調査、研究および指導・相談業務の実施。
5. 住宅政策に関する行政施策への協力。
6. 不動産流通市場の整備・近代化に必要な事業。
7. その他この法人の目的達成に必要な事業。

第二章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員、特別会員をもって民法上の社員とし、賛助会員は議決権を有しないものとする。

1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した、分譲住宅等の供給・施工等の業務を営む者。
2. 特別会員 この法人の目的、事業に関する学識経験者もしくはこの法人に功労のあった者で、理事会の議決を経て理事長が推挙する者。
3. 賛助会員 分譲住宅等の供給・施工等の業務以外の関連する業務を営む者で、この法人の目的に賛同して入会した者。

(入 会)

第 6 条 この法人の会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。但し、第5条第2号に規定する特別会員を除く。

(入会金・会費)

第 7 条 正会員と賛助会員は、総会において別に定める、入会金および会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、その旨を書面を以って理事長に届出て退会することができる。

- 2 会員は、次の各号の1に該当するときは退会したものとみなす。
 1. 第5条の資格を欠いたとき。
 2. 死亡または解散したとき。
 3. 会費の滞納が3ヶ月をこえたとき。

(除 名)

第 9 条 会員にして、この法人の名誉を毀損し、または、この定款に反するような行為のあったときは、総会で3分の2以上の議決により除名することができる。

但し、緊急を要する場合は、理事会の議決を以って会員権の停止をすることができる。

(抛出金品の不返還)

第 10 条 前2条の場合において、既納の入会金及び会費その他の抛出金品は返還しないものとする。

第三章 役員

(種別及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

理事 10名以上18名以内

監事 2名

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、3名以内を副理事長、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第11条の2 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にかねることができない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記をし、登記簿の謄本を添え、知事に届け出なければならない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐するために会務の一部を負担し、理事長に事故があるとき、または、欠けたときはあらかじめ定められた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 専務理事は、理事長・副理事長を補佐し、日常の会務を処理する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第13条 役員任期は、就任のときから二事業年度経過後に開かれる定時総会の終結のときまでとする。

但し、再任は妨げない。

- 2 補欠または増員により選出された役員任期は、前任者または他の役員任期間とする。

(解任)

第14条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

但し、緊急を要する場合は、理事会の議決をもってこれにかえることができる。

2 理事長は理事会の承認を得て、専務理事の解任を行うことができる。

(名誉理事長、顧問および相談役)

第15条 この法人に、名誉理事長、顧問および相談役を置くことができる。

2 名誉理事長は、この法人の理事長の職にあった者で、この法人のために特に貢献した者を、総会の議決によって、理事長が委嘱する。

3 名誉理事長は、理事長の諮問に応じ、且つ、各種の会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問および相談役は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

5 顧問は、会務について、理事長の諮問に応ずる。

6 相談役は、会務について、理事会の諮問に応じ、または意見を提出する。

第四章 会 議

(種 別)

第16条 会議は、総会および理事会とし、総会を、定時総会および臨時総会にわけらる。

(構 成)

第17条 総会は、正会員および特別会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第18条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1. 収支予算および事業計画の決定。

2. 収支決算および事業報告の承認。

3. 予算をとみなわない権利の放棄または義務の負担、その他この法人の運営に関する重要事項。

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会で議決した内容の執行に関する事項。

2. 総会に付議すべき事項。

3. 総会から付議された事項。

4. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(招 集)

第19条 会議は理事長が招集する。

2 会議を招集するには、会議を構成する会員または理事に対し、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(開 催)

第20条 定時総会は、毎年1回5月に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認め、または、正会員・特別会員の5分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき開催する。
- 3 理事会は必要なとき随時開催する。

(議 長)

第21条 総会の議長は、その総会において、出席会員のなかから選出する。

- 2 理事会の議長は、理事または理事長が指名した者があたる。

(定足数)

第22条 会議は、これを構成する会員または理事の半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第23条 会議の議事は、出席会員または理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員または理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

この場合、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した、議事録を作成しなければならない。

1. 開会の日時および場所。
 2. 構成員の現在数。
 3. 会議に出席した会員または理事の氏名。(書面表決および表決委任者を含む)
 4. 議決事項。
 5. 議事の経過、要領および発言者の発言要旨。
- 2 議事録には、議長および出席構成員のなかから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第五章 委員会

(設 置)

第26条 理事長は、この法人の事業を円滑に遂行するために、必要があると認めるときは、

- 理事会の承認を得て、委員会を置くことができる。
- 2 委員は、理事長が委嘱する。
 - 3 委員の構成・運営等に関する事項は、理事長が別に定める。

第六章 事務局

(設置)

- 第27条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長その他の職員を置き、理事長が任免する。
 - 3 事務局の組織および運営についての必要な事項は、理事会の議を経て理事長が別に定める。

第七章 資産および会計

(資産の構成)

- 第28条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。
1. 入会金および会費。
 2. 寄付金品。
 3. 資産から生ずる収入。
 4. 事業にともなう収入。
 5. その他の収入。

(資産の管理)

- 第29条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

- 第30条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算・決算)

- 第31条 この法人の収支予算書および事業計画書は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 理事長は、毎事業年度終了後2ヵ月以内に、決算書および事業報告書を作成し、理事会の承認を得て監事の監査を受けなければならない。

(事業年度)

- 第32条 この法人会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第八章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、総会において構成員の4分の3以上の同意を経て、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散・残余財産の処分)

第34条 この法人は、民法第68条第1項2号から第4号までおよび第2項の規定により解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会において構成員の3分の2以上の同意を得、大阪府知事の認可を得て、この法人と類似の目的をもつ、他の公益法人に寄付するものとする。

第九章 雑 則

(委 任)

第35条 この定款の施行について、理事会の議決を経て、理事長が必要な事項を定める。